

男女共同参画プロジェクトチーム

女性活躍～ウーマノミクス～を加速し、経済活性化！！ ～育児・介護と仕事の両立支援，男女が尊重し合い格差解消～ に向けた提言

令和元年7月23日 全国知事会

地域の活力と競争力を高め、我が国が将来にわたって持続的に発展していくためには、社会の人口の半分を占める女性も能力を十分に発揮して活躍することが不可欠であり、政府と一体となって取組みを加速する必要がある。

我が国の人口は8年連続で減少し、働き手の中心となる生産年齢人口は平成30年に初めて6割を下回った。さらに、三大都市圏に全人口の50%を超える人口が偏在しているため、地方の人手不足が深刻化し、地域の維持や持続・発展の妨げとなっている。また、人手不足の問題は、企業等における事業の継続困難や縮小、人手不足関連倒産に至る要因にもなっている。

一方、女性の就業率は年々上昇し、平成30年には7割を超えたが、仮に男性と同程度まで押し上げた場合、GDPが10%上昇するとの予測も出されている。このように、女性の就労は、労働力供給に留まらず、生産性向上や経済成長の推進力として大いに期待されている。しかし、実態は、家事・育児・介護は女性に偏っており、特に介護離職者の8割が女性であることから、介護との両立支援を強化し、地方の大宗を占める中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた柔軟で働きやすい就業環境の整備が不可欠である。さらに、長時間労働など男性中心型の働き方や男女間の格差の是正、正職員化や管理職への登用促進など、女性も能力を十分に活かせる仕組みづくりが必要である。

女性も男性もいきいきと活躍するには、心身の健康も大切であり、若年期から国民一人ひとりが健康に関する意識を高め、行動につなげるよう普及啓発の強化が重要である。

また、社会問題になっているハラスメントについては、令和元年5月に成立した「女性活躍・ハラスメント規制法」において、企業におけるパワハラ防止措置が義務化されたものの、罰則規定がない。重大な人権侵害であるハラスメントを根絶するためには、更なる実効性ある対策を講じるとともに、小さい頃から「人として互いに尊重し合い、共に支え合いながら社会貢献することが大事」という教育を進め、男女共同参画の意識を醸成することが重要である。

については、国に対し以下の事項を提言する。

提言(1) あらゆる分野における女性の活躍促進

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた国民の理解の一層の向上と、小さい頃から、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合いながら社会貢献することが大事である」という教育の推進

- ② 児童生徒に対する、家族への感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習の普及・定着
- ③ DVや性的マイノリティに関することなど、「男女共同参画」に関する課題の多様化・増大化に対応するための男女共同参画センター等の機能の充実・強化
- ④ これまで女性の参画が少なかったあらゆる業種における女性の就業促進
- ⑤ 女性の就業拡大を阻む税制・社会保障制度の見直し
- ⑥ 中小企業・小規模事業所における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるためのインセンティブの付与
- ⑦ 地方議会における妊娠・出産・育児や介護と議員活動の両立を支援する環境の整備促進
- ⑧ 女性医師が働きやすい勤務環境の改善や育児支援等による離職防止、復職支援の強化
- ⑨ ボランティアや子どもの見守りなど地域活動への参加を促進する休暇制度の創設

提言(2) 女性も安心して長く働き続けられる職場環境の整備

I 子育てと仕事の両立支援

- ① 固定的性別役割分担意識に基づく、男性を中心とした労働慣行の改善のための経営者等トップの意識改革の推進
- ② 保育施設整備や保育士等の人材確保・病児病後児保育を含む子育て支援サービスの充実
- ③ 放課後児童クラブについて、多子世帯や所得に応じた利用料軽減措置の創設など子育て世代の経済的負担の軽減
- ④ 育児時間取得の男性への適用拡大
- ⑤ 配偶者出産休暇など有給の休暇制度の創設、育児休業の一定期間を父親に割り当てる「パパ・クォータ制」の導入
- ⑥ 非正規雇用労働者の育児休業の取得促進など、就業環境の整備に向けた支援の拡充

II 労働条件の整備促進、待遇の改善

- ① 勤務間インターバル制度の義務化
- ② 子の看護休暇制度の拡充、当該休暇に係る賃金減少分に対する支援制度の創設
- ③ 所定労働時間の短縮措置の就学前の子までの拡大、当該所定労働時間の短縮措置に係る賃金減少分に対する支援制度の創設
- ④ 育児時間の取得時間の拡大、当該育児時間の取得に係る賃金減少分に対する支援制度の創設

- ⑤ 地域間格差の拡大につながっているランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現と同一労働同一賃金の確実な実施。最低賃金の引上げ、これによって影響を受ける中小企業への支援の強化
- ⑥ ひとり親家庭の親が、安心して資格取得に取り組むための給付金の拡充

提言(3) 介護離職ゼロ！を目指した、介護と仕事の両立支援

- ① 介護離職ゼロに向けた介護休業の取得回数制限の緩和、取得可能日数の拡大、介護休業中の社会保険料の免除、介護休業代替要員の確保に対する支援
- ② 育児と介護を同時に担うダブルケアに対応する相談窓口の設置など、ダブルケア問題を抱えている者への仕事との両立支援策等の創設
- ③ 介護に関する相談窓口の設置など、従業員介護と仕事の両立支援に取り組む企業への支援の充実

提言(4) 「健康経営」の促進と、生涯を通じた健康支援の強化

- ① 従業員の健康づくりに戦略的に取り組む「健康経営」の促進
- ② がん検診及び特定健康診査の受診率を向上するための施策の展開、全国どこに暮らしても、質の高い治療が受けられる医療体制の整備
- ③ 社会全体の理解促進や職場の支援体制の整備など、仕事と病気の治療、不妊治療の両立に向けた支援の強化
- ④ 疾病予防や健康づくり、妊娠、出産に関する知識の普及啓発
- ⑤ 女性健康支援センター及び不妊専門相談センターの周知啓発や機能の強化等による、相談しやすい環境の整備

提言(5) 女性と男性が、互いに人権を尊重する取組みの促進

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた国民の理解の一層の向上と、小さい頃から、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合いながら社会貢献することが大事である」という教育の推進 【再掲】
- ② 真の男女共同参画社会を実現するため、社会制度・慣行の見直しや、あらゆるハラスメントの根絶に向けた実効性ある取組みの推進
- ③ DV被害者に対する保護体制の充実・処遇改善の研究、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の強化
- ④ DVや性的マイノリティに関することなど、「男女共同参画」に関する課題の多様化・増大化に対応するための男女共同参画センター等の機能の充実・強化 【再掲】

**提言(6) 人手不足対策と経済活性化のためには、女性の活躍が不可欠！
本気で取り組むための十分な財源の確保を！**

- ① 地域女性活躍推進交付金については、次年度以降も継続し、事業成果の定着を図るための十分な財源の確保と国庫負担割合の10/10の復元、複数年の継続事業も交付対象とするなど、柔軟で使いやすい運用（手続きの簡素化、市町村への直接交付等）
- ② 地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」の創設